

市町村議会で議決した意見書等（令和4年9月分）

令和4年11月1日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	滝沢市	令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書	R4.9.27	1

市町村議会名	意見書の内容
滝 沢 市	<p>【議決年月日】令和4年9月27日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣</p> <p>【件名】令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書</p> <p>令和4年度において、水田活用の直接支払交付金の制度が大きく見直され、特に、交付対象水田の扱いの大きな見直しについては、生産現場では農地の集積・集約に取り組みながら、産地づくりに取り組んできたなかで、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながる等懸念の声があがっております。</p> <p>また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いているなかで、令和4年度からの運用はあまりに急であり、現場に混乱をきたしております。</p> <p>さらには、地域で取り組む営農計画の再検討が必要となるとともに、地域特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されます。</p> <p>つきましては、生産者が意欲をもって作付し、将来にわたって安定的な営農・農地の維持が展望できるよう、現場の課題を十分に検証したうえで制度設計がなされるよう、下記のとおり要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 今回の見直しにより、交付金の対象水田から除外されることにより、農地維持や農業水利施設の管理が困難になり、耕作放棄地の増加や離農者の増加等が懸念されることから、運用にあたっては、丁寧な説明を行うとともに、生産現場の実態や課題を十分にふまえて進めること。 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化した場合であっても、土地利用型の営農形態でも生産者の所得が減少せず意欲をもって生産活動に取り組めるよう、新たな支援措置を速やかに講じること。 多年生作物（牧草）の扱いについては、畜産農家は自給飼料確保のために水田を賃借している。今回のような唐突な見直しにより交付金が削減された場合、賃借料の負担が大きくなり、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、営農計画等を十分に検討する期間を設けること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>